

## 第1回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

- 日 時 平成28年9月5日（月）午後1時35分から午後2時45分
- 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
- 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、児玉委員、諏訪委員  
事務局 総務部長  
契約検査課長  
契約検査課主幹兼検査係長  
契約検査課主幹兼契約係長  
契約検査課契約係職員2名  
契約検査課検査係職員

### ○会議の概要

#### （1）委員長及び副委員長の選出について

互選により、委員長に小林氏、副委員長に飯島氏を選出。

#### （2）入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を願いたい。

事務局： 入札及び契約手続きの運用状況等について資料に基づき報告。

##### 発注工事状況

（平成28年2月1日から平成28年7月31日）

総契約件数	106件	落札率	96.02%
内訳 条件付き一般競争入札	40件		96.36%
指名競争入札	66件		95.82%
指名停止の運用状況	4件		
談合情報対応状況	0件		

委員長： 報告された件について、質問、意見はあるか。

委 員： 災害復旧工事で2回不調になっているが、その後どうなったかということと、備考にある取り抜けによる不参加とあるが、取り抜けとはどういうものなのか。

事務局： 不調になった工事の内容は、災害で橋が落橋したのを撤去するものと落橋部分の架け替える2種類のものになる。不調になった後、工事の内容を変更せずに随意契約をするため業者をあたったが、受注できる業者がいなかった。落橋のままでは、夏場の出水時に流水の障害をして溢水の原因にもなるので、落橋した橋の撤去を随意契約にて実施し5月中に撤去は済んでいる。落橋部分の復旧する工事については、現在入札の手続きをしているので、今年度中にはその工事も完了する予定となっている。

取り抜けについては、工事場所が直線距離で250メートル以内に設定される場合、同じ工種の工事を同じ業者が落札することを避けるために取っている入札方法である。同時期に発注する場合、入札公告あるいは指名通知書において該当案件に重複して入札に参加できない旨をあらかじめ記載している。

委員： 指名停止の運用状況について、独占禁止法の関係で7社指名停止になっているが、指名停止の理由に10社告発されているが指名停止が7社に止まった理由はあるのか。

事務局： 栃木市入札参加資格者に登録のある業者が7社で、ほかの3社は登録が無かったためである。

委員長： 指名停止の運用状況について、指名停止の理由に情報提供を受けたとあるが、情報提供を受けると違反になるのか。

事務局： 今回、公契約関係競売入札妨害の容疑で警察に逮捕されたという事実での処置をとったためである。

委員： ほかの委員から質問のあった不調の案件だが、撤去の工事を随意契約としたということだが、金額としてはどのくらいなのか。

事務局： 概ねの額だが5～600万円だったと記憶している。

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等について報告いただいた件と質疑に関して、了承いただいたということよろしいか。

(一同了承)

### (3) 抽出議案についての審議

委員長： 抽出を担当された委員より抽出理由の説明をお願いしたい。

委員： 条件付一般競争入札ではNo.1の案件だが、金額が非常に大きいというところと落札率が81.99%とかなり低く、低入札価格調査が実施されているということで抽出をした。2件目がNo.20の案件だが、入札時無効の業者がおり工事格付がA級であったため詳しく説明を聞きたいので、抽出をした。それから、指名競争入札ではNo.6の案件だが、落札率が98.75%と高いうえに辞退者がいた案件であったため、抽出をした。最後の4件目がNo.40の案件であるが、落札率が88.66%と低く、辞退も2者かつ落札業者が東京都の業者ということで抽出をした。

委員長： 順を追って1件ずつ進める。はじめに、抽出案件①市道D311号線新千塚橋上部工事（市道14111号線）について、事務局の説明を願いたい。

事務局： 抽出案件①、市道D311号線新千塚橋上部工事（市道14111号線）について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査

基準価格、低入札価格調査、落札金額、落札率)～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 落札率が81.99%であり、低入札価格調査基準価格より1,369万円低い価格で入札をしてきたが、調査の結果、不安とか疑問とかはなかったのか。

事務局： 発注した橋自体が特殊な構造であり、参加資格要件を満たしているのは117社が入札可能ではあるが、実際施工できる業者は十数社ぐらいに限られてしまうと思う。その十数社は橋梁の専門業者といっても差支えないくらい国や県など大規模な橋梁の施工実績を有しており、過去の落札率においても、今回の率よりも低い率で請け負っている事例も多数あった。総合的に判断して確実な施工ができると判断した。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、説明と質疑について了承ということによろしいか。

(一同了承)

委員長： 次に、抽出事案②小学校空調設備設置機械設備工事その1(栃木中央小・栃木第五小・栃木第三小・千塚小)について説明を願いたい。

事務局： 抽出事案②、小学校空調設備設置機械設備工事その1(栃木中央小・栃木第五小・栃木第三小・千塚小)について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯(工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯)、入札結果(入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率)～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 無効が1者であり、本入札への参加資格がないためとあるがどんな資格がなかったのか。

事務局： 小学校空調設備設置工事については、この機械設備工事と電気設備工事に分けて同時期に発注をした。電気設備工事については資格工種が電気になる。機械設備工事の方は資格工種が管となる。無効になった業者においては、電気の登録はあったが、管に登録がなかったため本入札への参加資格がないため無効となった。また、無効になった業者より開札前に誤って入札した旨の連絡があり、業者自身も参加資格が無いことを承知していた。

委員長： 空調設備の仕様は市役所などの施設と同様に集中管理なのか。それともパッケージ型のものか。

事務局： 市役所では、集中管理のものとパッケージ型のものを併用しているが、今回の小学校については各教室にパッケージ型のものを設置する工事となっている。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、説明と質疑について了承ということによろしいか。

(一同了承)

委員長： 続きまして、抽出事案③国庫補助事業道路災害復旧工事市道〇197号線について説明を願いたい。

事務局： 抽出事案③、国庫補助事業道路災害復旧工事市道〇197号線について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由・経緯（工種、工事格付け、建設業の許可、地域要件、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 工事格付けが本件のようにC級の場合に、指名業者の格付けがA級又はB級又はC級とあるが指名について、それぞれの格付けの割合など基準はあるのか。それとも地域を優先して指名となるのか。

事務局： 基本的には工事格付けがC級の場合には、業者格付けがC級から指名するが、地域と格付けの関係となると地域を優先して指名している。

委員： 辞退した業者の格付けは何級の業者か。

事務局： A級の業者であるが、指名した後に判明したことで、この業者については3月いっぱい会社を整理するので、辞退したいという連絡があった。

委員長： この工事では下請け業者を使っているのか。

事務局： 部分的なもので、舗装や防護柵などは下請け業者を使っている。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、説明と質疑について了承ということによろしいか。

(一同了承)

委員長： 次に、抽出事案④栃木文化会館大ホール舞台吊物ワイヤー等更新工事（第1期）について説明を願いたい。

事務局： 抽出事案④、栃木文化会館大ホール舞台吊物ワイヤー等更新工事（第1期）について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由・経緯（工種、建設業の許可、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 一つの案件で入札辞退が2者となっているが、どのような事情なのか。

事務局： 特殊な工事だということもあるが、このような舞台吊物は保守点検を専門の業者に委託しており、この栃木文化会館において落札業者が保守点検を実施しているようであり、自社が保守点検をしているもの以外受注を敬遠する傾向があるように見受けられる。昨年も同じような案件を発注したがその際には1者しか応札が無く、不調となった状況があった。そういった事情から入札辞退者が多いとい

った傾向にあるのではないかと推測をしている。

委員： 事情を考慮して入札にかける必要があるのか。

事務局： 130万円以上の工事については競争入札が原則になっているので、保守点検を行っているだけでは、随意契約する理由になりにくいと思っている。

委員長： 確かに891万円という額はホールの施設とするとそれなりの金額に思う。また、辞退した業者の中には都心や業界では有名な業者である。特殊なもので、業者選定は難しいと思う。

委員： こういった特殊なものの場合、入札前に業者は現場を確認するのか。

事務局： 現場説明は省略している。どうしても不明な点等があれば入札公告や指名通知をした後で質問として受付して、回答を行っている。

委員長： 落札した業者は、舞台装置を設置した業者なのか。

事務局： 舞台装置を設置した業者なのかは確認をしてはいないが、保守点検を実施している業者であると聞いているので、この舞台装置には精通していると思う。

委員： 落札率が88.66%と比較的に低いが、応札業者が少ないと思われるときに指名業者数を増やすために要件上げるといったことはしないのか。

事務局： 以前は金額によって指名業者数を増やしていた。工種によって選定できない案件もあり、なるべく競争性を確保するためには指名業者数は多い方がいいとは思いますが、この案件において実績が少ないということと、金額的に1,000万円未満ということで、この案件については最低業者数の5者とした。

委員： 指名対象業者数が180者とあるが、実際に受注できるのはこんなにいないということか。

事務局： 機械器具設置ということで枠の中では180者の登録があるが、特殊な分野になると業者数が少なくなってしまうというのが実情かと思う。

委員： 指名業者の5者はいずれも県外の業者か。

事務局： はい。

委員： 地理的条件は首都圏まで広げているということか。

事務局： はい。県内業者で実績が確認できるような業者がいなかったというのが実情である。

委員長：他に質問はあるか。この案件について、説明と質疑について了承ということであるらしいか。

(一同了承)

#### (4) その他

ーなしー

～終了～